

## ◆令和3年5月6日開催庁議◆

### 1. 市長挨拶

- 北海道防衛局の総務部長を務めていた多賀参与が恵庭市に奉職していただいたことを大変嬉しく思う。これまでも恵庭市は多賀参与にお世話になっており、防衛関係の補助、基地業務などにおいて今後、親身に相談していただけたらと思うので、よろしくお願ひしたい。
- ゴールデンウィーク期間中に市職員の陽性者が発生したが、引続きこれまでと同様に職場あるいは行動をチェックしながら対処し、今後できる限り感染者を出さないようにそれぞれの行動に気をつけてもらいたい。加えて、北海道、特に札幌市でコロナウイルス感染者が増加しており、まん延防止等重点措置の要望・要請を行う話もあるが、札幌市の近隣である当市においても気を引き締めなければならない。
- ゴールデンウィーク期間中、道の駅やえこりん村はある程度の人手が出ていたようだ。花の拠点「はなふる」の公園内を散策している人も多くなっており、コロナ過であるが恵庭の居場所の一つとなりつつあるのではないかと。恵庭の新しい名所として、緑化フェアに向けて、更に盛り上げていただきたい。

### 2. 議事

#### (1) 次長制度について【総務部】～要点抜粋

##### ◎資料に基づき、広中総務部部長説明

- 5月1日から適用する次長制度の運用について、次長職設置の目的、分担事項をはじめ、特に主な個別特命事項を掲載している。
- 本年度の組織マネジメントの方向性の一つとして、部・次長、課長が連携した取組の推進を掲げていることから、本運用を今一度確認し徹底を願いたい。

(副市長)

個別特命事項について、一部項目を追加している。次長職の役割を改めて次長へ確認し管理してほしい。また、公営企業、教育委員会、消防本部にも通達していただきたい。

#### (2) ハラスメント防止の取り組みについて【総務部】～要点抜粋

##### ◎資料に基づき、高橋総務部次長説明

- 昨年6月1日に施行された「改正労働施策総合推進法」により、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられ、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」においてもハラスメントに係る規定が一部改正され、ハラスメント防止対策の強化が図られた。また、人事院においては「人事院規則10-16（パワーハラスメント防止等）」の制定が行われるとともに国家公務員に係る

「懲戒処分の指針について」の一部改正が行われハラスメント防止への取組の強化も図られた。

- 当市もハラスメント防止対策の強化を図るべく、「恵庭市職員のハラスメント防止等に関する要綱」及び「恵庭市職員の分限及び懲戒に関する事務取扱要綱」を改正し、平成28年4月に策定した「職場におけるハラスメントの防止に向けての方針」を改定。
- 各所属において、職員がお互いの人権を尊重しあい、良好な職場環境を確保するため、改正後の要綱及び方針を確認し、ハラスメントのない職場を目指すようお願いしたい。

(副市長)

正職員のみではなく、会計年度任用職員にも周知徹底してほしい。

### (3) 適正な債権管理の取組について【総務部】～要点抜粋

#### ◎資料に基づき、広中総務部部長説明

- 近年、全国的に債権の徴収を怠り、住民が自治体に対し住民監査請求、損害賠償を請求する裁判に発展しているケースが増加しており、今まで以上に適正な債権管理を推進する必要がある。
- 「1. 適正な債権管理事務とは」の4項目を参考に、適正な事務の遂行に努めてもらいたい。
- 「2. 債権管理課による徴収支援体制」について、債権管理課のアドバイスを受けながら進めてほしい。
- 「3. 恵庭市の債権管理の課題」の不適切な債権管理の例
  - (1) 時効の認識誤り・時効管理の不徹底  
⇒時効の更新(中断)手続きの時効管理を徹底すること。
  - (2) 不適切な折衝による少額分納  
⇒年度内で完納できることを第一とし、遂行できない場合は理由を記した上で債権管理課と協議すること。
  - (3) 調査不足による徴収停止決議の起案  
⇒市外への転出のため、生活状況不明による不能欠損とならないよう、細かく調査をした上で欠損処理すること。

債権管理は、「取る」、「抑える」、「落とす」、の3つを意識して適正に管理していただきたい。

今年度はインセンティブ予算を活用した市債権の取り扱いに関する弁護士への相談委託を実施しているため、債権管理課を通じて活用いただきたい。

#### 4. その他

##### 【消防本部】

###### ◎島松における野焼きについて

- ・4月14日に発生した島松小学校付近の河川敷にて野焼きについて、消防本部では4月30日まで夜22時から夜0時までの間、30分間巡回を実施。同じく島松防犯協会、島松旭町内会、恵庭交番も定期的に巡回したが、現在のところ新たな発生はなかった。また、地域の防災を考えた上で島松消防団が、5月1日から5月7日までの期間に巡回を実施。

##### 【企画振興部】

###### ◎JICAからの派遣職員について

- ・5月1日付で独立行政法人国際協力機構JICAから派遣職員が着任した。昨今のコロナ過における国際協力業務が困難のため、国内の派遣を試みたJICAと恵庭市の意向が合致したことから派遣を受入れており、本人の意向で2年間の業務を希望している。他部署については、何かあればご指導・ご協力願いたい。

###### ◎地域振興派遣について

- ・4月1日付で道より地域振興派遣職員が着任した。

##### 【生活環境部】

###### ◎ごみ処理場周辺清掃の協力について（御礼）

4月20日に実施したごみ処理場周辺清掃について、各部から新規採用職員16名が参加し、合計320kgのごみが回収された。ご協力いただいた各部、職員に感謝申し上げます。

#### ◆令和3年5月17日開催庁議◆

##### 1. 市長挨拶

- 昨日から緊急事態宣言が発令され、恵庭市は特別措置区域の指定となり、全道一円に比べ厳しい対策が求められている。それに伴い、5月いっぱいイベント等の開催自粛、公共施設を原則休館するなど感染予防対策を実施する。
- 市内において感染者が増加しており、千歳保健所管内では感染者増大により濃厚接触者や低リスク接触者を追いきれない状況となっている。保健所の指示を待っているだけでは感染が広まる可能性もあり、学校や学童、保育園などの休校など独自の判断が必要となる場合もある。その際はコロナ対策会議で検討や理事者まで直接相談願いたい。
- これからの2週間で感染拡大を抑え込むため一丸となって対応しなければならない。ワクチン接種についても集団接種など円滑に行えるよう医師会等と協力するとともに、

各所管において協力願いたい。

- 本日付でコロナ対策室へ職員課より主査1名、社会教育課よりスタッフ1名の兼務命令を発令した。職員の派遣でより円滑で迅速に事務が執行できるよう体制を整えていただきたい。
- 職員から感染者が出ないよう外食などの不要不急の外出は控えるとともに職員の行動を把握するよう努めていただきたい。

## 2. 議事

### (1) ポストコロナの戦略形成事業のテーマと推進方法について【企画振興部】～要点抜粋

#### ◎資料に基づき、企画振興部長説明

- 4月に開催したポストコロナに係る戦略形成の講演会の参加者アンケートをもとに検討するテーマを取りまとめ、28の提案を5つのテーマに分類した。
  - 1. デジタル化 2. 働き方改革 3. 地域経済 4. 地域活動
  - 5. 高等教育機関との連携
- 事業の推進方法については5つのテーマに沿って、各委員がコロナ後の新しいまちづくりについて検討、調査・研究を行い、市長へ提言する。提言内容に応じて施策の見直しや予算措置、計画へ反映することにより、進化するまちづくりに柔軟に対応することを目的としている。検討委員は主査職以下の3名とアドバイザーとしてテーマの事業を所管する次長又は課長職を加えた4名で編成する。検討した内容は企画課へ報告し、報告内容を監修する北海道大学公共政策大学院客員教授である小磯氏よりアドバイスをいただく予定である。
- スケジュールについては下記を予定している。

5月	委員声掛け、役割分担、方向性の検討
6月	現状と課題の把握、目指すべき将来像の検討
7月、8月	調査、先進地視察等を含む検討
9月	中間報告
10月	調査、先進地視察等を含む検討
11月	最終報告
12月	提言書提出、庁議報告
1月	方針等の検討、予算措置
- 本事業は庁内研修と位置付けられており、勤務時間内での実施も可能としているが勤務時間以降における活動については自主研修扱いとなり時間外勤務には該当しないため、今後の委員の選任にあたり留意願うとともに、委員が所属する部署においては協力願いたい。
- 委員はテーマを提案した職員から選任し、委員が不足する場合はテーマに関連する部署から選任する予定である。すでに何名かの職員へは口頭で打診しており、今後

所属長へ依頼する。委員が所属する部署においては業務多忙、人手不足の状況であるがポストコロナのまちづくりのためにご理解、ご協力をお願いしたい。

(市長)

緊急事態宣言が出ており、今月は議論など職員が接触する場は設けない方がよい。宣言が解ける6月以降に事業を実施するようスケジュールを組んでいただきたい。

(副市長)

職員のスキルアップや事業化によるやりがい、モチベーションの向上につながるため各所管においては協力願いたい。

#### 4. その他

特になし